

様式第八号（第十七条関係）（平三二内規令四・令三内規令一五・一部改正）
（表面）

12cm	
8 cm	
第 号 健康増進法第五十九条第一項の規定による立入検査を行う職員 の証 発行年月日 消費者庁長官	
真 字	

この証明書を携帯する者は、健康増進法により立入検査を行う職権を有するもので、その関係条文は、次のとおりである。

健康増進法抜粋

(立入検査)

第五十九条 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録試験機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(権限の委任)

第六十九条 (略)

2 (略)

3 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

4・5 (略)